

第1章 生涯学習推進指針の策定

1 生涯学習推進の背景

教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする生涯学習の理念が示されています。また、同法第12条には、「個人の要望」と並んで「社会の要請」に応える社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならない旨の規定があります。

「生涯学習」とは、各個人が行う学習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動をいいます（平成20年2月「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」中央教育審議会答申）。その内容も趣味的なものから、市民としての社会性を培うものや職業能力の向上を目指すものまで多様です。

「生涯学習」という言葉は概ね定着しており、平成24年7月に内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」によれば、生涯学習という言葉から、どのようなイメージを持つか聞いたところ、「幼児期から高齢期まで、生涯を通じて学ぶこと」を挙げた人の割合が46.2%（前回、平成17年5月の調査結果：40.1%）、「生活を楽しみ、心を豊かにする活動をすること」を挙げた人の割合が42.7%（同38.8%）、「趣味・教養を高めること」を挙げた人の割合が40.6%（同40.2%）と高くなっています（複数回答）。

経済の発展に加え、情報化、少子高齢化等の進行を背景として、人々は生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中で自らの自己実現を図ることを求めています。

学習は一人一人の能力を向上させ、ひいては社会を支え発展させ、社会全体の活性化につながるものです。また、東日本大震災等による社会状況の著しい変化も踏まえ、国（中央教育審議会生涯学習分科会）においても「生涯学習社会の構築」などについて議論がされています。

こうした状況を受けて、生涯学習社会の実現には、各個人が学習したことにより得られる様々な経験や知識等が社会の中で生かされ、社会全体を発展させていくための持続可能な仕組みづくりが必要です。

2 生涯学習推進指針の策定

(1) 策定の趣旨

これまで、埼玉県では平成11年に「埼玉県生涯学習振興計画」を策定し、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」を目指し、各種施策を計画的に推進してきました。

当時は、文化・教養など「個人の要望」に応える多様な学習機会や内容を提供することが中心であり、そのような生涯学習を推進するための計画を策定すべきという時代の要請もありました。

県は計画の中で、様々な分野における生涯学習の施策を網羅し、行政の立場から各種施策の実現を図ってきました。計画は数回の見直しを経て現在に至っており、現行の「埼玉県生涯学習推進計画」（平成22年度～平成24年度）については、埼玉県生涯学習審議会から次のような評価を受けました。

掲げられた指標については「概ね達成される状況となっている」ものの、一方で、「学習者がその後どういう活動を始めたのか。学習の成果が生活や地域にどう生かされたのか。」「様々な施策について一部目標を数値化し、網羅的に取り組んできたことにより、県が推進する生涯学習振興の進むべき方向が見えにくい。」などの課題が指摘されました。

また、同審議会からはこれまでも「個人、団体、行政がそれぞれ自立・協働という関係に基づき、地域の力の再構築を目指すべき」、「『行政がつくる生涯学習社会』から『みんなでつくる生涯学習社会』に方向転換すべき」であるとの意見も出されておりました。

さらに、現在では市町村、民間、NPOでも様々な学習機会の提供などが充実してきており、県民の主体的、自律的な活動を一層尊重していくことが大切であるとの指摘もありました。（平成24年度埼玉県生涯学習審議会「埼玉県の生涯学習の推進方策について」答申）

こうしたことを踏まえ、今後の埼玉県の生涯学習の振興にあたっては、「個人の要望」を踏まえつつも「社会の要請」とのバランスの中で生涯学習への取組を捉え直し、県の役割として県民の生涯学習活動を支援することに力を入れていくべきと考えました。

また、従来 of 県行政主体の「計画」としてではなく、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「生涯学習推進指針（以下「指針」という。）」として策定することとしました。

（2）指針の性格

本指針は、埼玉県5か年計画を踏まえ、埼玉県教育振興基本計画との整合性を図りながら、平成25年度からの生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示したものです。

（3）指針の見直し

本指針は、10年先を見据えた生涯学習社会の実現を目指すものです。また、県民の生涯学習の現状把握に努め、3年を目途に必要な応じて見直しを図ります。